

五、教師はすべからく“権威”を持って

生徒の危機を救えるのは教師だけ

——川崎市男子生徒殺害事件に因んで——

「教師はすべからく“権威”を持つべし」。教育臨床心理学者として信じてやまない私の持論である。それ故にこそ、敢えて、『指導力の豊かな先生』（図書文化 一九八八年）と『先生、出番です』（雇用問題研究会 二〇〇七年）を合わせて一本の、教師権威の理論と実践の書『教師の権威と指導力』を出版した（書肆彩光 二〇一三年）。思えば一筋、教師の専門性を高め、教育職を真の専門職たらしめるためである。しかしながら、教育職の専門職への道は遠い。その専門性が云々される出来事がまたしても生じた。

2月20日の深夜未明、川崎市川崎区の高摩川河川敷に、中学1年の男子生徒が刺殺されたまま放置されるという無残な事件が発生した。犯人として17、18歳の少年三人が逮捕されたが、被害者は加害者らのグループと交遊するようになって不登校状態（不登校）に陥り、い

つか、腫れ上がるほどに顔を打たれるなど、主犯格の少年から暴力的支配を受けるようになり、揚げ句に事件当日、無理矢理冷たい川で泳がされた後、カッターナイフで蹴るように刺殺されたというものである。

事件は、家庭事情、地域社会状況、交友関係など、子どもを取り巻く環境が多様化するなかで、それらが複雑に錯綜して生じた。事件被害者が学校不適応に陥ってから事件に至るまでの経緯が明らかになるにつれ、衝撃を受けた川崎市当局は、「教育現場だけの問題対応では難しい」として庁内対策会議を設置し、市教委が出した解明結果を踏まえ、子どもや福祉の担当部署と連携して再発防止策を検討することになった。これを受けて、文科省もまた、特別チームを立ち上げ、学校や教育委員会の対応を検証するとともに、同じようなトラブルに巻き込まれている子どもがいなか緊急の全国調査を行うという。

この間の事情は、“中学生殺害事件を受け児童生徒対応など指針作成へ”と題した、NHKニュース（二〇二五年3月5日）に詳しい。

川崎市で中学1年の男子生徒が殺害された事件を受けて、文部科学省の特別チームが、子どもたちの命に関わる危険性を見落とさないよう、指針をまとめることになりました。

文部科学省の特別チームは昨日、三回目の会議を開きました。

今回の事件で殺害された男子生徒は今年に入って全く学校に通っていませんでしたが、学校や

教育委員会は男子生徒の状況を十分に把握できていなかったとみられています。

このため昨日の会議では、子どもたちの命に関わる危険性を見落とさないよう、対応のあり方をまとめた指針を作ることを決めました。指針では、不登校や学校を休みがちな児童生徒のなかにトラブルを抱えているケースがないか、いち早くつかむための方法や、警察や児童相談所との連携のあり方などを示すということです。

現在、川崎市教育委員会が検証委員会を設けて当時の対応を検証していて、今月中に中間の取りまとめを予定していることから、特別チームではその結果を踏まえて指針を作成し、全国の学校や教育委員会に周知することになっています。

各地の教育委員会では、早速にも、欠席が続いている児童生徒の状況把握をするよう動き出し、川崎市教育委員会では早々と子どもや保護者らの緊急相談を電話で受け付ける「ダイヤルSOS」を設置したという。こうした事件の受け止め方、また対策の進め方、まさに正道である。だがしかし、遺憾ながら、こうした流れの中で行われる向後の対策が、同種事件の再発を防止していくようには思われない。なぜなら此度の対策の有り様が、事件内容に違いがあるにせよ、近年に生じ、世間と教育界を震撼させた二つの事件、即ち、いじめが原因の「大津市中二自殺事件」(二〇二年十月十一日)、教師の体罰が原因の「桜宮高2自殺事件」(二〇三年十二月二十三日)の場合と内容的にほとんど変わらず、それらの事後状況を見れば、前車

者の轍を踏むのは瞭然なのである。

の事件の折には、事件が誘因となって、その翌年、国会で「いじめ防止対策推進法」なるものが成立し、の事件の後には、文科省によって各地教育委員会等に当たった「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」が出され、それらに基づきながら、その後の学校・教育界は、関連機関の協力を求めつつ、挙げていじめ防止と体罰教師の撲滅を目指した（はずである）。にも拘わらず、学校内いじめは一向に減少せず、また、体罰教師についても同様、事件後の二〇一二年度および二〇一三年度では、懲戒免職や訓戒などの処分を受けた教師数は二〇一一年度の四二六名から二、二五三名、三、九五三名へと大きく上昇し、過去最高を更新し続けている（文科省公立校調査 二〇一五年1月30日）。

正しい方向性を持った対策を立てながら、なに故に、こうした結果に至っているのか。一見、難しい問題に見えるが、私の我田引水的な偏見と独断に基づけば、これは以下の二つの要因をもって簡単に説明できる。

対策は理念先行の具体性なき総論に終わっている

警察や児童相談所との連携もよし、電話相談もよし。しかし、何をどのように連携し、相談し、また、連携し相談した後の実際的指導はどうするのか。現下の各組織体制の下、ケースの処理に役立つ具体的な方策や手段がないまま行われるのでは、連携も相談も、現実に深刻な事態の子どもを救い出すことはできない。経験豊富な関係者なら、すぐにも理解できる

はずである。

教育・指導の中心たるべき、肝心要かなめの学校教師の資質向上に向けての施策がない
児相職員もよし、警察職員もよし、またカウンセラーもよいが、児童・生徒の適応指導に
ついては、学習指導同様、日常的に指導関係を有している学校教師が最も重要なキーマンで
ある。この教師の資質・専門性の向上こそ最重要課題であることが明白でありながら、教師
の人物・識見・技能を高めるための施策がほとんど見られず、まして、教師の資質全般を象
徴するやもしれぬ体罰教師数が増加の一途となれば、もはや、何をか言わんやではなからう
か。

さてさて、独断と偏見の結論を言えば、此度の文科省および各教育委員会の対策の有り様
はまさしく前車の轍を踏むもので、同種事件の再発防止はもちろん、生徒たちの全般的な不
適応行動の防止に貢献し得るとはとも思えない。これらの防止には、まずは、教師集団全
般の資質向上こそ必要不可欠、さらに言うなら、子どもたちによって信頼され、通常では「従
いていきたい」、苦難の折には「助けてもらいたい」という思いを呼び起こす教師を育成す
ることである。そして、こうした信頼や思念や関係性を導き出す源、それが即ち、「教師の
権威」であり、これの向上を目指す以外に子どもたちを救う道はないのである。

私は、たくさんの小・中・高の児童・生徒を対象に「先生の言うことに従うのはなぜです

か」と問う形式の教師の権威に関する質問紙調査を行い、その因子分析結果に基づき、教師の権威を次の四本柱にまとめた。

教師の学識・技能に基づく「専門性権威」

教師の人格と人間性に基づく「人格的権威」

教師と生徒の人間関係から生じる「関係性権威」

教師の統制力から生じる「統制的権威」

このうち、初めの二つの権威（専門性・人格性）は、教師が生徒との指導関係を離れても基本的に持つていなければならない一次的権威、あとの二つ（関係性・統制性）は、教師と児童生徒が具体的な関係を持つ中で派生してくる二次的権威である。権威という言葉を用いると、ややもするといわゆる「権力」と誤解され、未熟な教師は「毅然たる教師」を目指してやたら権力的に体罰（暴力）を振るいたがるが、権威と権力は厳然と異なるものであり、むしろ相反する概念である。これについて私は、これまで飽きるほど書き、また語ってきた。「たしかに、権威（authority）と権力（power）は、どちらも“他者を従わせる力”であり、似た言葉です。しかし、権威と権力は、互いに関連してはいるものの、明らかに異なる概念です。何故なら、地位や役割、警察力や軍事力などの外的・物理的な力に頼って強制的に従わせるのが「権力」であり、学識や人格、道徳や伝統などの内的・精神的な力に基づいて自発的に従わせるのが「権威」であって、即ち、従わせる側と従う側との関係が、権力が

外的・強制的であるのに対して、権威は内的・自発的、つまり権力と権威は、従わせる側の力の性質と従う側の心理的狀況がまったく相反する異質の“力”なのです。となれば、教師の権威と教師の権力もまた、全く相反するものであることが理解されると思います。」（『教師の権威と指導力』書肆彩光二〇三年）

教師としての権威を認められている教師は、それが部分的な要素の一つであれ二つであれ、究極のところ、信頼できる教師、そして困ったときには助けを求めにいくことのできる教師となり得て、実際に苦難の生徒を救い出すことができる。以下に、権威の認められている教師が苦境に陥っている生徒を救い出した参考事例を挙げて、本稿の締めとしたい。なお、事例1・2は、筆者が都留文科大在職中の、いまや中学校長になっている教え子の扱った事例、事例3・4は、筆者が明星大在職時、山梨県・某中学校に週一日の訪問スクールカウンセラー（SC）として出向いていたときのもので、事例中のSCは、筆者を指している。

事例1

3年生のA子は、父はIT企業の部長、母はマスコミ関係者という先進的な考えの両親に自由闊達に育てられ、明朗・活発、活動的で成績もよく、どの教科の教師からも気に入られていた。A子は休日のときは、いつも制服を脱いで乙女チックにお洒落して外出する。連休の日には、髪を染め、ピアスを詰め、うっすら紅をつけて外出した。それを、突っ張りグル

ーのB子、C子、D子がたまたま見つけ、翌日、三人でA子を体育館裏に呼び出し、校則違反をするとは何ごとかとなじった。A子が、学校内ではないし、親が認めているから構わない、と反論したところ、三人組は「親がいいって言うならきまりを破ってもいいのか」と激昂してA子につかみかかり、組み伏せて顔に青痣がつくまで、殴る・蹴るの暴行を加えた。

事件を知って緊急職員会議が開かれ、三人組の親が呼ばれ、A子の親も駆けつけた。三人の親が陳謝し、A子の親は告訴をしないことになり、学校は三人を二日の自宅謹慎処分にした。

処分に従いはしたが、B子ら三人は大いに不満だった。殴ったのは悪いが、A子だって悪い、自分たちだけ処分されたのは不公平だ、と謹慎明けに生徒指導主任の所へやってきて息巻いた。そこで、生徒指導主任が一策講じることになった。

三人は以前、髪を染め、ピアスをつけて何回か登校したことがある。修学旅行に行くときに髪を戻してからは、学校との約束を守って、髪染め・ピアスの行為は一切ない。生徒指導主任は、家庭とも連絡を取り、次の日曜日、三人にはできるだけのお洒落をさせて、デイズ・ツーランドに連れていき、思いっきり遊んでくることにした。三人は半信半疑で、髪を染め、ピアスを詰め、紅をつけてきた。しかし、彼女たちの期待はいっさい裏切られなかった。

先生は、三人を思いの限り、楽しませて帰ってきた。そして、別れ際に訊いたのである。

「楽しかったか？」

三人は異口同音に、「とっても楽しかった」

「何が楽しかったか」

これも異口同音に、「お洒落して、乗って、食べて、見て回ったこと」

ここで、先生は少し真顔に戻って尋ねた。

「今日一日、何か悪いことしたことになるのかな」

「……」

翌日、三人うち揃って、心からA子に詫びに行った。

“共感性を育て、相手の立場に立たせ、罪意識を涵養する”とは、教育や司法など、過ちを犯した者に反省を求めるさまざまな場で大変よく言われることです。しかし、これほど言うは易く行うは難しいことはありません。本事例では、僅かこれだけの指導で見事なまでの鮮やかな成果を上げていますが、メリハリきいた枠組みと、日頃から思春期女子の、そして個々の生徒の感情や欲求に十分共感できていて、それがまたいつか生徒たちに伝わっていないければ、とてもなし得ぬ指導ではなかったでしょうか。

事例2

中3同級のA子とB子は、学校の内外をいつも二人で悠々闊歩し、特定の標的はつくらな

いが、活動的で成績もほどよく教師との関係のよさそうな女子生徒がいると、通りすがりに睨んだり、体をぶついたり、ときには「てめえ、やるのかよ」と脅したりする。男子生徒と殴り合いの喧嘩をしたこともあり、女子生徒からはもちろん、男子生徒からも恐れられている。幾度となく髪を染め、口紅をつけ、耳にピアスを填めて登校、若い男性担任や生活指導主任の指導にはことごとく反発し、逆らう。授業中も周囲に話しかけたり、独り言を言ったり、何かと授業を妨害する。しかし、ときどき遅刻・早退はしても、二人とも学校は一日も休まない。盛り場徘徊で補導されたことはあるが、盗み・不純異性交遊などの特別な非行もなく、外部の不良集団との交わりもない。

5月の連休最終日、駅前スーパーマーケットの広場で、「ガン飛ばされた」と因縁をつけ、隣校の女子生徒二人と口論の末、二人して殴る・蹴るの暴行をはたらき、ひとりに全治1ヶ月の傷害を与え、警察に逮捕された。

A子と両親と弟（小5、男）。両親に争いが絶えず、父の帰宅はいつも遅く、月に何度か帰ってこない日がある。母はスーパーのレジで働いている。A子は父のことを「家のおじさん」と呼び、もう何年も会話も対話もない状態が続いている。学業は遅れ、高校には進学しないとふてくされている。母とは口論の毎日、母はおとなしい弟を目の中に入れても痛くないように可愛がっている。母は、学校からの苦情については、家の子もよくないが教師たちの対応が悪いから反抗し、いつそう悪くなるのだ、と言って協調する姿勢がない。

B子「幼いときに父が死亡。母と二人の母子家庭。本児は写真でしか父親の顔を知らない。母は大学病院の看護師、女手一つで本児を育てた気丈な女性だが、本児には徹底してやさしく甘い。本児も母の苦労をよく知っており、感謝している。母のしつけに対しては、A子と付き合うことを除けば、素直で、勉強も比較的よくしており、成績も中位の上を保っている。母は、学校からの苦情に対して、「家ではよい子、信じられない。もし学校が言うとおりなら、A子に引きずられているだけで、学校がA子の指導をきちんとできれば、何も問題は起こらない」と言って、B子を批判する学校側に対し、感情的になっている。

警察では、二人がとりたてての非行歴もないことから取り調べ後帰宅させることにした。ところが、引き取りにやってきたA子の母親と担任教師が二人の目の前で互いの指導・監督のあり方を非難し合う様を見て、A子が荒れ出し、「引き取ってなんかいらぬ。鑑別所でもどこでも入れてくれ」とこねだした。困った警察がA子をなだめずかして説得すると、A子が「校長先生なら分かってくれる。校長先生が来てくれるなら」と言い出した。校長先生は四月に来たばかりで口をきいたことはないが、反対する生徒指導の先生たちを鶴の一声で押し切り、二人を修学旅行に行かせてくれた（と聞いている）からだ、と言う。ところが、校長は、来るなり「馬鹿もの！」と言うなり二人の頬に平手を打ち、A子の耳からピアスを払い、B子の腕からブレスレットを引き抜いた。が、二人は逆らうどころか、警察官の見ている前で泣きじゃくり、「ごめんなさい、ごめんなさい」とひたすら詫びて素直だった。

翌日の放課後、校長室で校長と二人が面談。二人は、先生に逆らいたくない、弱い者いじめもしたくない、だけど先生たちが悪い子扱いをして、授業中おとなしくしていても全然相手にしてくれない、英語教師などは特にひどい、ちゃんと勉強して高校進学したいのに、と訴えた。A子の英語教科書を開かせると、折り目もなくほとんど新品同様。教師による差別と無視、A子の反抗と抵抗が目につかぶ。校長はそれを見て即座に、英語科教師を呼んで質すことにした。授業中の飛ばし（特定の生徒を飛ばしての指名・質問）が確認され、校長はその場で、教師には「差別せず平等に指名する」、A子には「質問されても大丈夫なように熱心に予習をしてくる」を誓約させた。

A子も望み、その翌日から、A子に対する校長室での校長による英語補習授業が開始された。やがてB子が参加し、教え手が校長から英語教師に代わり、数学の教師が参加し、国語の教師が参加し……と全教科担当教師の参加が見られるようになった。二人は大喜びだったが、2ヶ月もすると音を上げ、もう正規の授業だけで大丈夫、と白旗をあげた。

この頃には、二人と教師側とが、どちらからともなく、詫び合い、和解し、二人の生徒からは粗暴な態度や反抗的な姿勢はまったく消えていた。二人の母親も協力的になり、ときには握り飯を運んだり迎えに来たりして、学校・教師との関係も修復された。A子の母は、忙しい時間を割いてA子を連れて洋服など買いに行ったり、親子関係も改善された。

本章の初めに、思春期の女子中学生には、父親像との関係希薄による父親像への希求や飢餓感がある、と述べましたが、この事例は、学校トップ（校長）による、父親像に飢餓感のある女子生徒を大きな父性イメージで包みこんだ、いじめ女子生徒に対する典型的な指導例だと言えます。

事例3

中2女子I子。仲良しだった級友たちから仲間外れにされ、不登校気味。毎水曜日には、授業には出ないで相談室にSCを訪れるだけの登校を始める。面接の当初では、中年男性の担任教師の冷たさ、頼りなさ、友人の非など訴えては帰る。SCはことあるたびに、担任だけでなく、生徒指導係、校長先生たちもどれほどI子を心配しているかを話して、教師たちへの親和感を育てるように努める。面接4回目からは担任の申し出もあり、担任による面接室へのお茶運びが始まる。その折りに両者の会話は全くないが、お茶運び3回目にはI子は担任に軽く頭を下げ、4回目には笑顔で甘えた風情を示す。

当日、面接中にI子が腹痛を起こした。面談を中止して、I子は養護教諭に手当てされたが、本人の希望もあって、I子は養護教諭の車で家まで送り届けられることになった。これがSCには好機と捉えられた。SCが策案し、I子の帰宅後30分刻みにまずは担任、次いで生徒指導係、最後に校長の順で見舞いの電話がかけられた。想定通り、翌日からI子は嘘のよう

に完全登校を復活。その後彼女は、担任とは県内の美術館巡りをするほど親和し、その支えもあって仲間外れにされた級友たちとも友好関係を取り戻し、三年次に進級するまで、一日として学校を休むことはなかった。

この順調な学校生活の中で、その後エ子と相談室に顔を見せたのは、3ヶ月も経ってやがて冬休みというころでした。それも余りの無沙汰に、氣を利かした担任がSCに挨拶しに行くことを強く勧めたからでしたが、これは、エ子の学校再適応が寄り道するところを全く必要としないほど、極めて高度なものであったことを示す徴表だったのです。

事例4

中3男子A。2年生の3学期末から、学級内での仲間はずれと多少の学業不振がきっかけで休みがちになり、新学年になって、それが頻繁になった。5月上旬、修学旅行に出かける日、集合時間を過ぎても家から出られず、家族から連絡を受けた学校側がAと日頃親しい養護教員を迎えにやったが、それに応じることはなく、そのショックが後を引いたか、その後全くの不登校状態になった。

担任は、20代後半の体育の女性教諭、課外活動では卓球部の顧問。Aは、その卓球部員で、時折顔を出す担任と放課後の体育館で練習試合をするなど、両者の関係には問題がなかった。

しかし、担任が電話で登校を促したり、家庭訪問するなどしても、Aの対応はむしろ素っ気なく、「いつか登校する」と述べる程度であった。

家庭は、共働きの両親と弟妹の5人暮らし。家庭にはとりわけの問題点はないが、両親ともに、子どもを力づくで抑えるようなことはできない温和な人物。二人とも、指導力不足で不登校にしまったと反省しきりで、Aの状況を頻繁に電話連絡してくるなど、担任およびSCとは積極的な関係を持ち続けた。

SCの関与は、Aが完全に不登校状態になってからである。SCは、Aとの了解の上で、毎週一度、SCの相談出校日に電話相談を行うことにし、その間、担任は後ろに退いて、Aと家族に毎週一、二回の、関係性の保持が目的の「ご機嫌伺い」の電話をする程度にとどめた。折よく、ちょうど日本野球界のヒーロー、イチロー選手がアメリカに渡って活躍を始めたときで、SCとAの会話は、毎回そのニュースが枕言葉の四方山話で盛り上がり、登校問題は一切上がらず、円滑に、しかし取り立ててのこともなく進んだ。突然好機がやってきたのは、1ヶ月も経った頃である。

Aから掛かる前に、母親からそつと電話が入った。Aが最近、素行不良の年上の高校生や他校の生徒たちと交遊を始め、帰宅が遅くなったり、なにか荒れた感じで苛立ったりすることが多く、心配だとのこと。Aとの電話相談の中で、SCがさり気なく話題を振ってみると、広がった交友関係が重荷になり、Aが多少の反省と共にそこから抜けたがっている様子がう

かがえた。またAは、「先生は元気だろうか」と何気なく担任の様子を伺ってきた。

当日夕べ、SCの任務終了後、テニス部の生徒から「Aが明日、放課後のクラブ活動に参加するためにやって来そうだ」というニュースを得た担任が、SCに相談に訪れた。担任も了解し、翌日、クラブ活動にやって来るAに、SC考案の下記文面を担任が自筆書きしてAに手渡し、登校に関する自分の行動について、○印を付する回答を求めることになった。

朝、学校に来て担任に挨拶をして帰る

登校して、1時限目の授業を受けて帰る

保健室にだけ行って、読書その他、適当に過ごして帰る

午前中だけ授業を受けて帰る

放課後の課外活動だけ参加して帰る

毎日、授業を全部受けてから帰る

翌日、授業には出てこなかったが、Aは放課後のテニス部の練習に参加。練習終了を見計らってやって来た担任から文書を手渡されると、見終えて即座に、「毎日、授業を全部受けてから帰る」の項目に○印をつけた。そして一瞬、担任を見据えた後に、「では、あした」と言うなり踵を返し、跳ぶように家路を走り帰って行った。

翌日から、Aは復校。結果は事例3と全く同じ、その後、Aは病休以外の欠席はなく、担任に暖かく見守られる中で、あつけないほど順調に経過し、無事に高校進学をも果たした。

この事例には、エピソードがあります。担任は、上掲文書を清書する際、SCには内緒で、項目番号（毎日、授業を全部受けてから帰る）を項目番号として最上位の位置に置き換え、それをAに手渡し、回答させました。後日、SCに回答時の気持ちを問われたとき、Aは瞳を潤ませながら、次のように答えました。

「6つの項目を全部見て、もう一度一番上の項目を読んだら、そこに、早く学校にお出でという先生の気持ちが入められているのがすぐ分かりました。ごめんなさいという気持ちで、すぐそこに。をつけました」

担任からの救いの手を待ちわびていたAが、意識下ですでに構築されていた担任との心理的な関係性を基に、その項目を冒頭に置いた担任の思いと熱意を瞬時に読み取り、それに感応したのです。

本例は、地道に培った生徒との関係性（関係性権威）と日頃の情報収集力が生かされ、危うく大きな不良集団に巻き込まれるという深刻な危機場面に陥ることから生徒を救い出した、見事な事例である。

（宗内敦のブログ欄「一言、三言」二〇一五年三月）